

土地連セミナー ²⁰¹⁴



社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会(土地連)

〒904-0103 沖縄県中頭郡北谷町字桑江129番地4

☎(098)923-2258 FAX(098)923-2257

平成26年1月16日

社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会(土地連)

土地連セミナー プログラム

日時：平成 26 年 1 月 16 日（木）
16 時～ 17 時 30 分
会場：ラグナガーデンホテル

- | | | | |
|---|------|-----|------------|
| 1 | 開 | 会 | |
| 2 | 会長挨拶 | 会 長 | 喜屋武 茂夫 |
| 3 | 講 | 演 | 講 師 川口 順子 |
| 4 | 報 | 告 | 報告者 謝花 喜一郎 |
| 5 | 閉 | 会 | |

はじめに

土地連では、これまで、軍用地等に係る諸問題解決と関係地主の財産権保護を目的として、平成24年の再契約問題への対応、賃貸料増額要請といった様々な活動を行ってきました。

こうしたなか、平成25年4月「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で嘉手納飛行場より南が返還されることが決まりました。返還跡地においては、関係地主が不利益を被ることなく、適切な措置が講じられる必要があります。こうした課題に対して、本会は、返還跡地対策が明確な新法制定に向けた活動に精力的に取り組んできました。

その結果、平成24年4月、円滑な「跡地利用」に関する「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用特措法）が施行されたことから、県内では、同法による円滑な「跡地利用」が期待されています。また、返還跡地の有効利用は県土の発展に不可欠なものです。

本会では、こうした沖縄を取り巻く情勢や実態等について、広く情報収集するための講演会として、本日、「土地連セミナー」を開催します。

本セミナーでは、講師として、外務大臣、環境大臣、「自由民主党沖縄振興に関する特別委員会」委員長を歴任された、明治大学の川口順子特任教授をお迎えしています。「跡地利用特措法」の成立にご尽力された川口先生からは、同法の制定までの経緯や「沖縄の未来」について、ご講演していただきます。また、沖縄県の謝花喜一郎企画部長を迎え、同法の制定や施行後の、実際の現場や実務についてご報告していただきます。

本セミナーが、本会の今後の政策提言活動へ繋がると同時に、参加された皆様のお役に立ち、軍用地等に係る諸問題をご理解いただく機会となれば幸いです。

平成 26 年 1 月

社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会

講演「沖縄の未来」

講師プロフィール



明治大学国際総合研究所 特任教授

かわ ぐち より こ
川口 順子氏
(前参議院議員・元外務大臣・元環境大臣)

【経 歴】

前参議院議員・元外務大臣・元環境大臣

明治大学国際総合研究所特任教授。米エール大院卒。通商産業省入省後、世界銀行エコノミスト、在米大使館公使を務める。93年退官。企業役員を経て、2000年、森内閣において環境庁長官に登用される。小泉内閣においても環境大臣、外務大臣を歴任し、退任後は内閣総理大臣補佐官(外務担当)に就任。2005年、参議院神奈川県補欠選挙にて初当選(自民公認)。2013年7月の参院選には出馬せず、政界を引退した。

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICCND)共同議長、世界経済フォーラム(WEF)ヤング・グローバル・リーダーズ(YGL)財団理事、北東アジアにおける核不拡散問題に関する委員会(APLN)共同議長、世界海洋委員会(GOC)委員など、外交・安全保障、環境政策を中心に国内外で活動している。

報告「駐留軍用地跡地利用に関する 沖縄県の取り組みについて」

報告者プロフィール



沖縄県企画部 部長

じゃ はな き いち ろう
謝花喜一郎氏

【経 歴】

1984年4月 沖縄県入庁

2006年4月 総務部人事課行政管理監

2009年4月 知事公室秘書課長

2010年4月 企画部企画調整統括監

2012年4月 企画部長

1. 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の
推進に関する特別措置法のポイント
2. 給付金制度の拡充について
3. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の概要について
4. 駐留軍用地跡地利用の円滑な推進に向けた取り組み

内閣府、防衛省

・ 法律の題名

○「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（返還特措法）」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変更。

・ 基本理念の明記

○法律の基本理念を新たに規定。
①沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進。
②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進。
③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮。

・ 返還実施計画に基づく支障除去措置

○国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる。

・ 拠点返還地の指定

○従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化。
○返還前に内閣総理大臣が拠点返還地（5ha以上）を指定。
○200ha以上の拠点返還地に、国の取組方針策定を義務付け。
○200ha未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができることを規定。

5. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務

○あっせんの申請を受けた場合の国によるあっせんを義務化。
○申請者の求めがあった場合にあっせんの状況を通知。

6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

○返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定。
○地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定。
※この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除の対象となる。

7. 給付金の支給

○給付金支給の始期を、従来の「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更。
○給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止し、「特定給付金」に一本化。
○特定給付金（引渡日から3年を経過した日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給）の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることを規定。

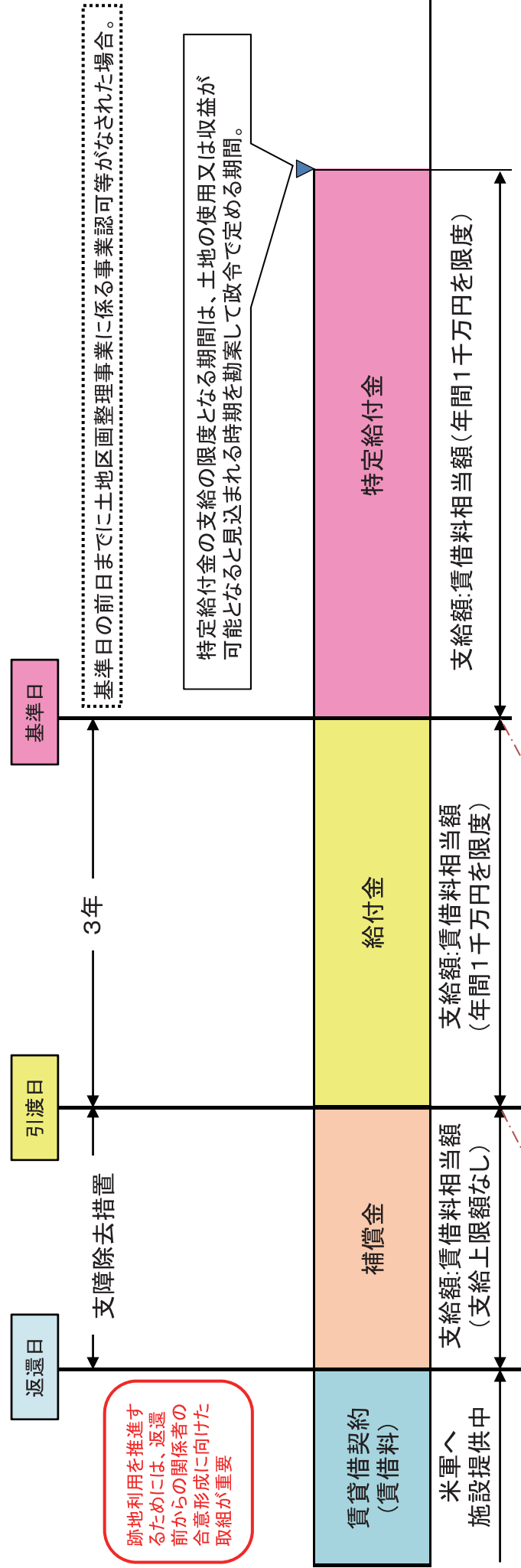
8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

○沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置。

※この法律は、平成34年3月31日限りで失効

資料 2 給付金制度の拡充について

【改正後】



改正のポイント

- 給付金の始期を、「返還日の翌日から3年間」に変更。
- 特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化。
- 特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間。

強國に對する外交の先づきの要は、

1. 土地の先行取得の必要性

米現地の生産と消費

- 駐留軍施設・区域の約74%が沖繩に集中
- 本土に比べ駐留軍用地内の民有地の割合が高い
(本島中南部の基地の約77%が民有地)
(普天間飛行場の約91%が民有地)

愛媛県土地利用の現状

- 返還後の早期の事業着手や計画的な開発整備が困難
- 公共減歩により公共公益施設用地の確保が必要（地権者負担が増大）
- 民間への土地売買等による総地権者数や地元以外の地権者数の増加の抑制

[illegible]

2. 土地の先行取得制度

假想の無限連鎖

通し見の業事定款

五母・五属の著有地土

土地の先行取得(買取り)

- ・ 返還後の計画的な開発が必要
- ・ 跡地利用に公有地の計画的な拡大が必要と認められるものを国が指定【法第12条】
- ・ 返還後に実施予定の道路、公園、学校等の整備事業
- ・ 事業実施のために先行取得を早期に行うことが必要と認められるものを関係市町村又は県が定め、公表【法第13条】

【税制上の特別控除】

土地所有者が所在市町村・県等へ土地を売却した場合、譲渡所得が最高5,000万円の特別控除の対象

資料4 田圃利用の進んだ取り組み

(沖縄県資料)

